

委託契約書(案)

収入
印紙

京都府を甲とし、決定後記載を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 委託業務の名称、内容等
京都府警察本部本館中央監視装置及び自動制御機器保守点検業務
別添「業務仕様書」のとおり
- 委託料 円 決定後記載 . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 決定後記載 . -)
- 委託期間 令和 8 年 6 月 1 日から
令和 9 年 5 月 31 日まで
- 契約保証金 円 決定後記載 . -
- 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年3.0パーセント

(契約保証金)

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等)

第4条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、

乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、各月ごとに業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって別表に定める委託料の支払を請求するものとする。

2 委託料の月別の支払額は、別表に掲げる額とする。

3 甲は、前項の請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第4項及び第5項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期日の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、別表に定める当該月の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第5項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができ

る。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。（談合等による解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判

決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料から業務を完了した別表の当該月分までの支払額の合計額を減じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料から業務を完了した別表の当該月分までの支払額の合計額を減じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とす

る。

(期限の利益の喪失)

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府
契約担当者 京都府警察本部長 吉越 清人 印
氏名

乙 住所
業 者 名
氏名 印

別表

単位：円

請 求 月	基本額	消費税額	支 払 額
令和8年7月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和8年8月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和8年9月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和8年10月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和8年11月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和8年12月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和9年1月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和9年2月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和9年3月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和9年4月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和8年度計	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和9年5月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和9年6月	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
令和9年度計	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-
合 計	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-	¥ 決定後記載 .-

業 務 仕 様 書

1 業 務 名

京都府警察本部本館中央監視装置及び自動制御機器保守点検業務

2 業 務 場 所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町

3 履 行 期 間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

4 委 託 内 容 等

(1) 一 般 事 項

ア 本業務は、京都府警察本部本館における中央監視装置及び自動制御機器の保守管理を主な目的としているので、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）が協議の上、実施すること。

イ 本業務仕様書は業務の大要を示すものであり、その他軽微な作業及び本仕様書に記載のない事項についても、甲が業務上必要と認める事項又は技術上、業務完了上、当然に必要と認められる事項については、実施すること。

ウ 乙は保守点検を実施するに当たっては、事前に甲に名簿を提出し、その承認を受けること。名簿が提出されていない者は、業務に携わることを認めない。

なお、作業員に異動がある場合は、直ちに甲に報告すること。

エ 業務実施に当たっては、事前に甲と調整を行い、甲の業務等に支障がないよう留意するとともに、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないよう十分注意し、必要以外の場所への立ち入り、みだりに書類等に手を触れる等、業務に関係ない行為をしないこと。

甲の建物、設備、備品等を破損したときは、直ちに甲の指定する職員に連絡してその指示に従い、全責任をもって対処することとし、乙の作業員に事故が発生した場合、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、甲はその責めを負わないものとする。

オ 緊急時及び臨時の作業については、甲の指示により、適切な措置を講ずるものとする。

カ 業務実施に当たっては、常に善良なる管理者としての臨むこと。また、乙は、業務上知り得た内容については、外部に漏らしてはならない。

(2) 業 務 内 容

ア 乙は、対象機器の保守点検のため、監督技術者及び技術員を派遣し、機器を安全かつ良好な状態に保つよう必要な作業を行うこと。

イ 乙は、中央監視装置を常に信頼性の高い状態で運用できるように、寿命部品の

延命や、部品劣化の判断を行うための現地点検及びリモートメンテナンスによる定期保守点検を実施すること。

リモートメンテナンスは毎月実施すること。

なお、リモートメンテナンスは、通信回線を利用しメーカー（アズビル）のデータウェアセンターより遠隔監視・診断を実施することにより、トラブルの早期発見や故障を予防するものであり、リモートメンテナンスを行うための機器等についての整備は乙の負担によること。

現地点検は委託期間中に1回実施することとし、詳細な日程にあつては甲と調整を行い、甲の支障とならないよう配慮すること。

ウ 乙は、自動制御機器について委託期間中に1回の定期保守点検を行うこととし、詳細な日程にあつては、甲と調整を行い、甲の支障とならないよう配慮すること。

定期保守点検の実施により、最適な環境かつ省エネルギーとなるよう季節毎に設定値の変更調整を行い、蓄積された点検結果データをもとに光熱水費の削減を目的とした運用について甲に提案を行うこと。

エ 保守点検作業時に、部品の修理又は取替が必要な場合は甲に報告することとし、修繕に係る費用については本契約の対象外とする。

オ 故障発生等緊急時には、乙は直ちに技術者を派遣し状況確認及び適切な処置を行うこと。技術者派遣に必要な経費は、本契約に含まれるものとする。ただし、別途修繕が必要な場合は、この限りではない。

5 保守点検対象機器及び基数

(1) 中央監視装置

- ア マネジメントインテグレーションサーバ 1台
- イ システムコアサーバ 2台
- ウ 監視用パソコン 1台
- エ 液晶ディスプレイ 1台
- オ キーボード/マウス 1組
- カ カラーレーザープリンタ 1台
- キ イーサネットスイッチ 2台
- ク 無停電電源装置（UPS 3kVA） 1式
- ケ システム制御盤（SC） 1面
- コ 自動制御盤（RS） 25面

(2) 自動制御機器

別紙「自動制御機器一覧」のとおり

6 保守点検作業実施要領

(1) 中央監視装置

ア 現地点検

(ア) マネジメントインテグレーションサーバ/システムコアサーバ

- ・システム設定の確認
 - ・IPアドレスの確認
 - ・システム状態の確認
 - ・バッテリー機能の確認
 - ・電源電圧の測定、調整、劣化判断
 - ・本体各部のクリーンアップ
 - ・データファイルのバックアップ
 - ・ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
- (イ) 監視用パソコン
- ・H/W構成の確認
 - ・S/W構成の確認
 - ・IPアドレスの確認
 - ・本体各部のクリーンアップ
 - ・ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
 - ・インジケータ確認
 - ・HDDの異音及び動作確認
 - ・CD/DVDドライブの異音及び動作確認
- (ロ) 液晶ディスプレイ
- ・コントラストの確認、調整
 - ・輝度確認、調整
 - ・各部のクリーンアップ
 - ・ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
- (ハ) キーボード/マウス
- ・各部のクリーンアップ
 - ・動作確認
 - ・ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
- (ニ) カラーレーザープリンタ
- ・H/W構成の確認
 - ・IPアドレスの確認
 - ・外観の目視確認
 - ・本体各部のクリーンアップ
 - ・ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
 - ・トナーの残量確認
 - ・印字機能の確認
- (ホ) イーサネットスイッチ
- ・通信状態確認
 - ・各部のクリーンアップ
- (ヘ) 無停電電源装置 (3kVA)
- ・バックアップ動作の確認
 - ・UPS入力、出力電圧測定
 - ・各部のクリーンアップ
- (ニ) システム制御盤、自動制御盤
- ・端末端子の増締
 - ・バックアップバッテリーの確認
- (ケ) システム機能
- ・各基本機能の確認、調整
 - ・各管理機能の確認、調整
 - ・各制御機能の確認、調整
 - ・各システム機能の確認、調整
- イ リモートメンテナンス
- 通信回線を利用し各種データを収集、診断して中央監視装置の故障を予知・予防する。
- (ア) 遠隔自動ファイルセーブ
- ・バックアップファイル作成 (毎月)
- (イ) B A S 診断
- ・エラー発生状況確認
 - ・システム情報、設定情報の確認
 - ・データファイル管理の確認
 - ・内部温度状態の確認
 - ・電源、バッテリー状態の確認
 - ・ハードディスク状態の確認
 - ・イーサネット通信状態の確認

(2) 自動制御機器

別紙「自動制御機器一覧」の作業実施種別により次の作業を行うこと。

ア 検出器、発信器（総合点検）

- ・本体の外傷点検及び清掃 ・接続端子の増締
- ・空気配管接続部のエア漏れ点検及び増締 ・検出器の誤差点検
- ・内部パラメータの確認と調整
- ・調節計、補助機器、操作器との連動作動試験及び調整

イ 調節器（総合点検）

- ・本体の外傷点検及び清掃
- ・比例帯、動作隙間、積分動作設定値の確認及び調整
- ・データ設定器による各ファイル内容の点検 ・制御パラメータの点検及び調整
- ・設定値の確認と調整 ・検出器、補助機器、作器との連動作業試験及び調整

ウ 補助機器（総合点検）

- ・本体の外傷点検及び清掃 ・接続端子の増締 ・印加電圧の点検
- ・出力電源の点検 ・検出器、調節器、操作器との連動作業試験及び調整

エ 操作器（総合点検）

- ・本体の外傷点検及び清掃 ・接続端子の増締 ・タンパストロークの点検調整
- ・調節弁ストロークの点検調整 ・バルブグラントの漏水点検
- ・検出器、調節器、補助機器との連動作動試験及び調整

オ V A V制御機器（ループ点検）

- ・V A V制御系統については専用ツールを用いて動作確認及び調整を行う。異常が見られた際は単体点検にて異常箇所を発見、調整を行う。

カ その他制御機器（ループ点検）

- ・検出器、調節器、補助機器との連動作動試験及び調整

7 その他

(1) 乙はリモートメンテナンスを含む保守点検終了後、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。

なお、故障等があった場合は、状況及び故障内容とその処置方法について書面により甲に報告すること。

(2) 乙は毎月の業務完了後、直ちに業務完了報告書を甲に提出すること。

(3) 安全管理には十分留意し、感電を防止するため、活線作業の禁止及び作業実施前後のテスターまたは検電器による電源の確認を行い安全管理に努めること。

(4) 緊急時における臨機の対応については、甲の指示に基づき、業務範囲を超えた業務であっても、乙の責任において対応すること。

1 熱源廻り制御

型式	名称	数量	種別
TY7830B	温度検出器	7	検出器、発信器(総合点検)
TY7840B	積算熱量計・感温部	8	検出器、発信器(総合点検)
MGG11D/10C	電磁流量計	5	その他制御器(ループ点検)
GC55	往還間差圧センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
VY5113J	アクティブル/フランジ形電動2方弁(FI)	1	操作器(総合点検)
VY5410F	フランジ形電動3方弁	2	操作器(総合点検)
WY5130P	熱源コントローラ(ポンプ)	1	調節器(総合点検)
WY5130Q	熱源コントローラ(チラー)	1	調節器(総合点検)
WTY8000A	積算熱量計	3	調節器(総合点検)
R36T	デジタル指示調節計	1	調節器(総合点検)

2 冷却塔制御

型式	名称	数量	種別
TY7830B	温度検出器	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
508V	電動バタフライバルブ	2	操作器(総合点検)
R36T	デジタル指示調節計	4	調節器(総合点検)

3 外調機制御(1-1)OAHU-1-2 1F中央系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	1	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Infilex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Infilex VC"	16	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャー "Infilex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

4 外調機制御(1-2)OAHU-1-3 1F東系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	4	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Infilex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Infilex VC"	12	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャー "Infilex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

5 外調機制御(1-3)OAHU-2-1 2F西系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	5	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	16	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

6 外調機制御(2-1)OAHU-2-2 2F中央系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	5	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	3	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	10	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

7 外調機制御(2-2)OAHU-2-3 2F東系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	13	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	7	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	16	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

8 外調機制御(2-3)OAHU-3-1 3F西系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	9	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	2	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	17	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

9 外調機制御(2-4)OAHU-3-3 3F東系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	8	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	7	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	11	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

10 外調機制御(2-5)OAHU-4-1 4F西系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	8	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	7	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	8	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

11 外調機制御(2-6)OAHU-4-2 4F中央系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	6	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	6	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	11	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

12 外調機制御(2-8)OAHU-4-3 4F東系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	6	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	5	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	8	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

13 外調機制御(2-9)OAHU-5-1 5F西系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	5	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	5	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	6	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

14 外調機制御(2-10)OAHU-5-2 5F中央系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	5	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	5	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	8	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

15 外調機制御(2-11)OAHU-5-3 5F東系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	8	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	8	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	13	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

16 外調機制御(2-12)OAHU-6-1 6F西系統

型式	名称	数量	種別
TY7820Z	温度検出器	4	検出器、発信器(総合点検)
TY7803C	挿入形温度センサ	2	検出器、発信器(総合点検)
FVY5160J	アクティブバル/流量計測制御機能付	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)
EA200-TLE	電動2方ボール弁	1	操作器(総合点検)
HTY7803C	挿入形温湿度センサ	1	検出器、発信器(総合点検)
MY8040A	直結形ダンバ操作器	1	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	2	VAV制御機器(ループ点検)
CY7101T	室内用CO2濃度・温度センサ	2	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	4	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャ "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

17 外調機制御(3) OAHU-1-1 1F西系統(暖房用)

型式	名称	数量	種別
MY6050A	直結形ダンバ操作器	2	操作器(総合点検)
PYY-604	微差圧スイッチ	1	検出器、発信器(総合点検)

18 外調機制御(4) OAHU-3-2 3F中央系統(科捜研専用)

型式	名称	数量	種別
MY6050A	直結形ダンバ操作器	2	操作器(総合点検)
QY7290A	ネオプレート	23	VAV制御機器(ループ点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
WY5206W	VAVコントローラ "Inflex VC"	46	VAV制御機器(ループ点検)
WY5122	ゾーンマネージャー "Inflex ZM"	1	VAV制御機器(ループ点検)

19 発電機室ファン発停制御

型式	名称	数量	種別
TY6300Z	温度調節器	1	調節器(総合点検)

20 連動制御 HEX-1-4

型式	名称	数量	種別
MY6050A	直結形ダンバ操作器	2	操作器(総合点検)

21 給気ブースターファン静圧補償制御 FS-R-1,2,3

型式	名称	数量	種別
GC62	微差圧発信器	4	検出器、発信器(総合点検)
MY6050A	直結形ダンバ操作器	17	操作器(総合点検)
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	3	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	3	検出器、発信器(総合点検)
RY7910D	DC24V電源	4	補助機器(総合点検)

22 排気ブースターファン静圧補償制御

型式	名称	数量	種別
GC62	微差圧発信器	2	検出器、発信器
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)
RY7910D	DC24V電源	2	補助機器(総合点検)

23 排気静圧制御

型式	名称	数量	種別
WY5111	デジタルコントローラ "Inflex GC"	1	調節器(総合点検)
QY5100W	オペレータパネル	1	検出器、発信器(総合点検)